

## 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

本年9月26日、袴田事件の再審公判において本市在住の袴田巖さんの無罪判決が下され、11月9日に検察官が上訴権を放棄したことで袴田巖さんの無罪が確定した。事件から58年、再審を求めてから43年の歳月を要した。戦後、死刑が確定した事件で再審無罪となった事件は5件であり、いずれも事件発生から再審無罪確定まで29年以上を要している。再審公判の長期化は、えん罪被害者の人生を奪うこととなり、ここまで長期化した原因は刑事訴訟法の不備と断じざるを得ない。

・再審が長期化する具体的な原因は、えん罪被害者を救済するための刑事訴訟法第四篇「再審」上の規定は第435条から第453条までの19条しかなく、再審請求手続をどのように行うかは裁判所の広範な裁量に委ねられていることにある。そのため、再審公判が長期化するとともに、再審請求事件の審理の適正さが制度的に担保されず公平性が損なわれるという問題も生じており、再審請求手続における適正な手続規定の整備が強く求められている。

・また、過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現状では捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障が無い。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の救済が妨げられている。また、再審開始決定は、あくまで裁判をやり直すことを決定することにとどまり、有罪・無罪の判断は、再審公判において行うため、検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定に対する検察官の不服申立ては認めるべきではない。

よって、国においては、えん罪被害者の早期救済のため、下記の事項について、刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正するよう、強く要望する。

### 記

- 1 再審請求手続における適正な手続規定の整備をすること。
- 2 再審請求手続において、全ての証拠を開示する規定を整備すること。
- 3 再審開始決定に対する検察官による不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

